

# 渋谷北部地区地区計画

地区計画の区域内においては、都市計画法第58条の2の規定により、次の行為を行なおうとする方は、当該行為に着手する30日前までに所定の届出書により必要な書類を添付して市長に届けなければなりません。

ただし、建築確認を必要とする行為については、建築条例により審査することになりますので、届出の必要はありません。

なお、当該行為を行なう方は、届出事項が地区計画の内容に適合するように計画して下さい。

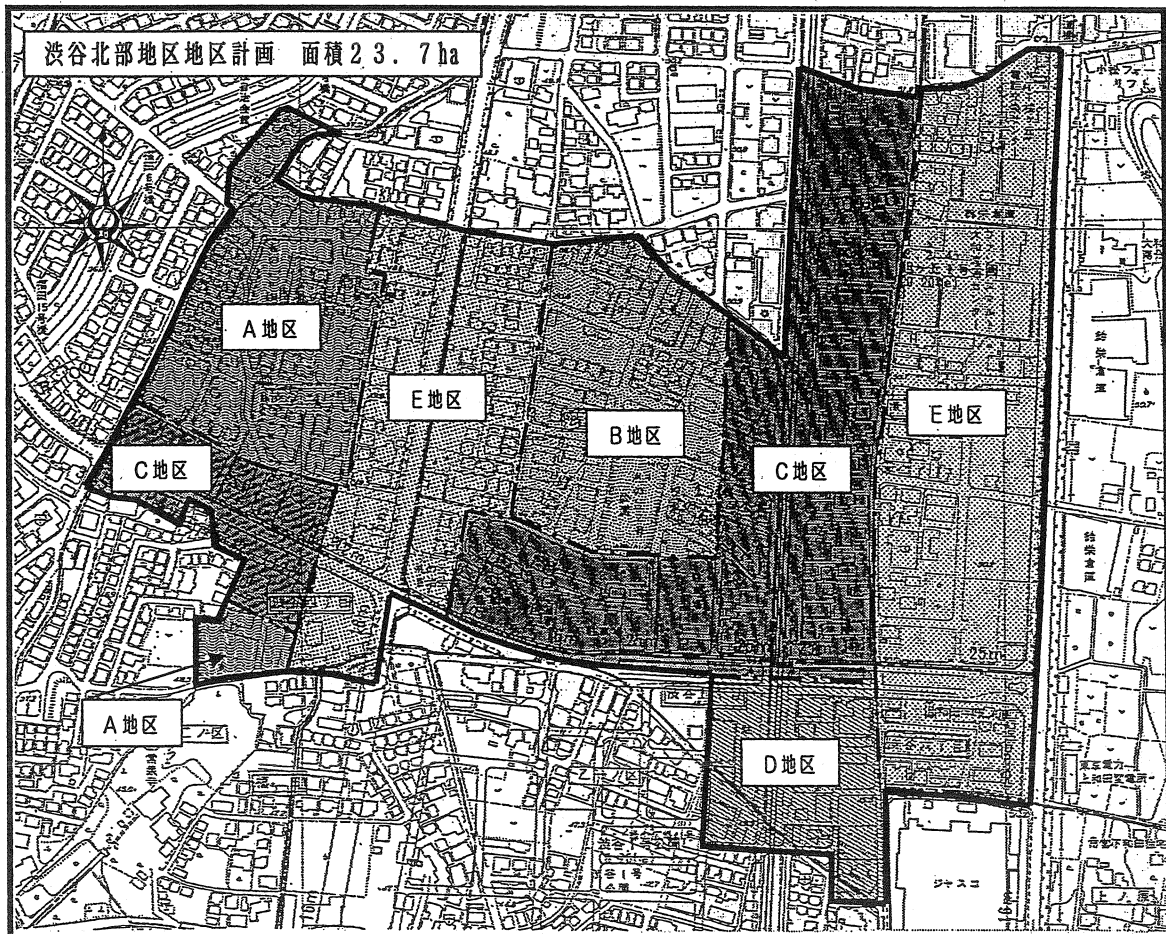
また、届出後に、申請者の都合により設計又は施工方法の変更を行なう場合や届出事項が地区計画の内容に適合しないため設計又は施工方法の変更が生じた場合は、変更届出書による届出が必要です。

■届出が必要な行為	
土地の区画形質の変更	切土、盛土、道路、宅地の造成など、敷地の分割など
建築物の建築・工作物の建設	建築物の新築、増改築、広告塔などの工作物の建設、門、塀及び擁壁の築造
建築物等の用途の変更	建築物の使い途(用途)を変更

問い合わせは、大和市役所街づくり計画課都市計画係

TEL 046-260-5443 (直通)

## ◎ 計画図



◎建築物等の制限内容

地区 の 区分	名称	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
	面積	約 3.0 ha	約 2.9 ha	約 7.0 ha	約 1.6 ha	約 9.2 ha
建築物等の 用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(2) 公衆浴場</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>(2) 病院</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) ボーリング場、スケート場又は水泳場その他これらに類するもの</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>(4) 自動車教習所</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>(3) 自動車教習所</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p>	
建築物の敷地面積の最低限度	敷地面積は100㎡以上とする。	敷地面積は130㎡以上とする。				
建築物等の高さの最高限度		宅地の地盤面から18m以下とする。				

地区  
整  
備  
計  
画

建築物等  
に  
関  
する  
事  
項